

# 第1回上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 議事録

|      |   |
|------|---|
| 日時   | 令和5年7月20日（木）午後2時～   |
| 場所   | 2000年会館 2階 会議室1   |
| 参加者  | 植村委員長、大前副委員長、横澤委員、中村委員、濱田委員、西村委員、二宮委員、小嶋委員、<br>下村委員、南委員、大河内委員、黒松委員<br>(欠席者：竹原委員、山田委員、太田委員)  |
| 会議内容 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員委嘱</li> <li>3 町長挨拶</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 委員長及び副委員長の選出</li> <li>6 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の概要について</li> <li>(2) 上牧町の障がい者の状況について</li> <li>(3) 現行計画の取組状況について</li> <li>(4) アンケート調査・関係団体ヒアリングシートについて</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>7 閉会</li> </ol> |
| 資料   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 次第</li> <li>・第1回上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会 委員名簿</li> <li>・上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画の概要</li> <li>・上牧町の障がい者の状況</li> <li>・現行計画の取組状況</li> <li>・アンケート調査   8歳未満</li> <li>・アンケート調査   8歳以上</li> <li>・関係団体のヒアリングシート</li> </ul>   |

## 1 開会

### 【事務局】

ただいまから第1回上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会を開催いたします。  
本日は御多忙中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

(事務連絡)

(出席確認) ⇒委員会の成立

## 2 委員委嘱

### 【事務局】

委嘱状の交付に移らせていただきます。本来であれば、阪本副町長より、委員の皆様お一人お一人にお渡しさせていただくところではございますが、皆様を代表して奈良県立西和養護学校の横澤様にお渡しさせていただきます。

(委嘱状の交付)

委員皆様の委嘱状につきましては、机上配付させていただいております。御確認のほどよろしく願いいたします。

## 3 町長挨拶

### 【事務局】

阪本副町長より御挨拶させていただきます。

### 【阪本副町長】

開会に当たりまして、本来であれば町長が参りまして御挨拶申し上げるところではございますが、公務のため出席できませんので、代わりに御挨拶のほうを申し上げたいと思います。

平素は、町行政全般にわたりまして御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、障がい者計画及び第7期の障がい者福祉計画策定委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、障がい者基本計画に基づく、町の障がい者計画及び障がい者総合支援法、児童福祉法に基づく障がい福祉計画、障がい児福祉計画を作成するに当たりまして、本日机上配付させていただいておりますが、本日は15名中12名の出席ということで、皆様方の貴重な御意見をいただき、業務及び計画に反映させていただきたいというふうに考えております。

現在の計画でございますが、令和5年度末をもって計画期間が終わりますことから、令和6年度から新たな計画を一体的に、令和5年度中に作成したいと考えております。障がい福祉計画におきましては、ここ数年で障害者総合支援法の全面施行並びに障害者差別解消法の施行など、大きく転換しております。

つきましては、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただき、よりよい計画を策定したいと考えておりますので、御支援、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

## 4 委員紹介

### 【事務局】

委員の皆様を御紹介いたします。

(委員の紹介)

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

(事務局の紹介)

(配布資料の確認)

## 5 委員長及び副委員長の選出

【事務局】

次第5の委員長及び副委員長の選任についてでございます。

上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会規則において、委員の互選により、委員長及び副委員長を定めることとなっております。立候補、御提案等ございましたら、委員の皆様からお願いしたいと考えております。どうでしょうか。

特にならなければ、事務局より提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【事務局】

委員長事務局案でございます。委員長に上牧町社会福祉協議会の植村様、副委員長に西和圏域マネージャーの大前様をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

それでは、委員長に植村様、副委員長には大前様ということでお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会規則第5条第1項の規定により、会議の議長は委員長をお願いしたいと存じます。

【植村委員長】

委員の皆様活発な御議論がないと、なかなかこういう計画はつくっていけないと思いますので、忌憚のない御意見をたくさんいただけたらなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

## 6 議事

### (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の概要について

【植村委員長】

議事の進行のほうに移らせていただきたいと思います。

議事の1になります、障がい福祉計画の概要について、事務局のほうから御説明をお願いします。

【事務局】

(資料「上牧町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画の概要」の説明)

【植村委員長】

説明をいただいたわけですが、今後アンケートの中身やとか次回の会議のときに実測数を入れて修正をかけていく、素地になるものだというわけですが、今の御説明の中で、委員の皆さんの中で御質問とか御意見とかある方おられますか。これはフレームだけですので、特段ないでしょうか。

## (2) 上牧町の障がい者の状況について

【植村委員長】

(2) 上牧町の障がい者の状況について、事務局のほうから御説明をお願いします。

【事務局】

(資料「上牧町の障がい者の状況」の説明)

【植村委員長】

障がい者の状況を御説明いただいて、5年前からの人口の推移とか、そういうのをお話しいただいたかと思いますが、この中で何か委員の皆様の中で確認しておきたいとことかございますでしょうか。

【南委員】

結局、町の総人口は減っているのですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の中で、療育手帳と精神障害者福祉手帳のみというのが大きいのですが、これは全部、市町村の窓口申請に来られるときに、何で増えているかというのは、原因とか何か出されておりますか。あるようでしたら教えていただきたいのですが。

【事務局】

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、年々増加傾向でございまして、療育手帳につきましては、まだ年齢層としてはお若いというか、世代の年齢層が多いということと、児童については、18歳までに親御様が療育のことを考えられて療育手帳を取得するという傾向にございますので、身体障害者手帳のほうは65歳以上の高齢の方が多いうところ、ご高齢でお亡くなりになられたことから人数の増減はあると思うのですが、療育手帳につきましては、そういった形で児童が取得されて増加傾向になっているというのが事務局の見解でございます。

また、精神障害者保健福祉手帳につきましては、いわゆる精神疾患といいますか、クリニックや病院にかかれまして、精神障害者保健福祉手帳とか、自立支援医療の医療費助成制度を受けられる方が、年々増えております。実際に自立支援のクリニックに通っておられるけども、精神障害者保健福祉手帳は取得されない方も多くおられます。窓口では、一応お手帳の御案内はしているのですが、実際、精神科のクリニックに通っておられる方は、この手帳の人数以上におられるかと思っております。

また、精神・身体・療育、それぞれで受けられる制度がございまして、精神障害者保健福祉手帳についても、一、二級の方には医療費助成という形で医療機関でかかった医療費が一部返ってくるというような制度も充実してきているところで、そういったところで増えてきているということも一因かと感じているところでございます。

【事務局】

精神通院医療は、令和4年度の年度末で受給されている方が504名いらっしゃいますので、潜在的には精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方よりも170名多い状況でございますので、申請されたら、また増加する傾向ではないかと事務局では考えているところでございます。

【西村委員】

障害福祉サービス等受給者証の状況ですけれども、受給者の障害種別の中で精神がすごく多いのです。私は今、ヘルパーの仕事をしてるいのですけれども、実際、生活援助で入ってる人は全体的に比べたらすごく少ないのです。生活支援ではなくて、ほかにもサービスはあるのでしょうか。

【事務局】

この令和4年度末現在の人数では精神が一番多いという形ですが、数年前までは、恐らく療育の方が多かったのかと思います。

ここ近年、この上牧町につきましては、就労系サービスの利用、グループホームの利用、そこが増えてきているというのがございます。特に、就労継続支援B型、就労継続支援A型につきましては、障害区分を取らずに障がいサービスを利用されておられるということで、精神の方が非常に増えているという実感がございます。そういったところが影響していると感じております。

実際に家事援助的なホームヘルプのようなサービスも当然ながら、新規の申請の方はおられるのですが、それよりも就労系の伸びのほうが多いのかと思います。

【中村委員】

窓口での感触で結構ですけども、先天性の障がい者の方、それとあと中途障がいの方、この辺の状況はどのように受け止められているのでしょうか。

【事務局】

何か種別に関係なしに3障害ということですか。

【中村委員】

そうですね。例えば、身体であれば、過去に先天が少なくなったとか、緑内障とか、その辺りの関係が増えているのかなど。

あと、高齢化によって、年とともに難聴になっていく方、これによって聴覚の手帳を取られる方というのとか、精神の関係でいくなれば、療育手帳の関係もその辺りのところが出てきているのかなど。要は、発達障がいと、その中では成人になってから発達障がいと認定されているような方も多々見られるような感じもあるので、その辺りも今後計画をつくる上で、押さえていく必要があると思っています。

【事務局】

細かな数字ではなく、窓口での感覚で申しますが、発達障がいにつきましては、当然、児童の保護者の相談は非常に多いです。それは、福祉課に直接ではなく、生き生き対策課、健康増進の発達相談でこちらにつながったり、または保護者がインターネット等で療育を勉強されて、通う事業所も決められて来られる方等々ございます。

一方で、いわゆる先天的な身体的な児童、身体の障がいをお持ちの児童につきましては、医療機関から相談がございまして、まだ当然1歳、2歳、若い方ですけれども、今後の支援、サービスについてのお問合せをいただいて、福祉サービスにつなげているという状況でございます。

ただ、一方でその数が増えているかということ、実際にはすごく少ないケースなのかなとは思いますが。本当に10人行かない程度の人数であると思います。

ただ、成人の方といいますか、大人の方で最近よくある相談でいきますと、これまで全く福祉にはつながってこなかったというか、家族が少し発達の障がいがあるのではないかとか、少し知的の遅れがあるのではないかと、いわゆる8050問題ではないのですが、50代、60代のその息子、自分たちの親亡き後の話になるのですが、そういったときに初めて相談を窓口に来られるといったケースは増えてきていると思います。

一番難しいケースと言いますか、御家族は何とかしたい、何とかしてほしい、その方法を教えてほしいというような御希望ですが、その本人につきましては、御自身で福祉の援助を受け入れられないというケースもかなりあると思いますので、福祉課だけではなかなか対応が難しいケースだと感じているところです。

#### 【植村委員長】

そうしたら、上牧町の障がい者の状況というところは、これぐらいにしまして、3のほうへ移っていきたいと思います。

### (3) 現行計画の取組状況について

#### 【植村委員長】

現行の計画の取組の状況についてということで、事務局のほうから御説明をお願いします。

#### 【事務局】

(資料「現行計画の取組状況」の説明)

#### 【植村委員長】

説明を聞いていても、このコロナもあったので、交流とか啓発というのはなかなか進みにくかったのかと思いつながりながら聞かせていただいていたところです。

皆さん、今のこの6年間の取組の部分についての御質問とか、御意見とかございますでしょうか。

#### 【南委員】

新型コロナが今年になって5類に移行するまで、2年、3年ほど、我々の生活というか、いろいろ活動の制限を受けたと思うのですが、あまり影響はなかったのですか。下手したら全部Eになるのかと思ったりしたのですが。Aが結構多いのですが。

#### 【事務局】

新型コロナの影響はあったと感じているところではございますが、福祉課の所管する障がい福祉サービスにつきましては、コロナが発生して養護者の方がコロナにかかられて1人取り残されてしまったりとか、通所ができなくなったりであったりとか、いろいろな影響を想定しており、関係機関同士が連

携をしながら議論を進めておりましたが、サービスにつきましては各現場の事業所の方々が非常に尽力していただいたと思っております、通所ができない利用者につきましても、例えば訪問をして様子を聞かれるとか、そういった取組をコロナ禍ではしていただき、また、買い物代行であったり、直接家には入れないけども玄関先で必要なものをお届けに上がるといったコロナ対応を現場の支援員の方がやっていたと感じておるところでございます。

一方で、会議であったり、そういった取組はリモート、もしくは代替事業になったりとかはあったのですが、今回のこの評価につきましては、おおむね代替事業を実施したという場合には、EではなくてAという評価の各担当課が多かったとは感じております。ただ、各事業にコロナの影響があったと認識しています。

#### 【西村委員】

生き生き対策課とか、福祉以外の課ありますが、特に、心身の健康増進のところで、「障がい児が発見された際、専門機関の紹介や必要に応じ、同行受診を行いました」と書いてありますけれども、これはどういう手順で福祉課のほうが同行されたのでしょうか。どちらが主体になるのですか。こういう場合は、生き生き対策課が主な仕事になって、福祉課が動くのですか。

#### 【事務局】

生き生き対策課というところに健康増進係ございまして、そこには保健師がおられます。福祉課は、当然、精神障がい福祉について所管しているのですが、最初の窓口として、保健師に御相談される方というのが一定おられます。そういった場合、その保健師は、これは精神だから福祉課というわけではなく、職員として一旦話を聞いて、その方とつながるという形になったときに、例えば病院に1人で行けないから、ついていったほうがいいとか、医療機関につなげたほうがいいときに同行されるケースもあるのですが、それは本人の意向といいますか、一番アプローチがしやすい形で、そういった対応になったときに、最初に保健師等々が相談にのってつながっておられ、一番話しやすい、相談しやすい存在になっている場合は、その保健師が病院に同行して、そういった情報等をこの福祉課と共有させていただいて、福祉サービスが必要な場合は福祉サービスがございまして、自立支援医療という制度に乗ったほうがいいというときであれば、そういった形でつなげていただくという形で、一概にこれはどこの課というケースではないようなことが対応としてはございます。非常に当事者の方だけではなくて、世帯を踏まえて、ケースとして関わっていかないといけないような場合は、健康増進だけとか、福祉課だけとかいうわけではなく、福祉部局で対応していくということが望まれていると思っております、地域福祉の考え方にはなるのですが、3課が連携して一番アプローチがしやすい方法といいますか、そういった形の対応でやっているところでございます。

#### 【西村委員】

何かすごく横との関連ができていて、すごくいいと思います。

#### 【小嶋委員】

障がいのある児童の発達支援体制推進という具体的施策の中の内容ですけど、情報伝達ツールのサポートブックの活用と記載があるのですが、このサポートブック「リンクぶらす」というのを実際に活用されているのでしょうか。この辺の活用というのが、実はあまり見えてこないところもあって、この辺の進捗というか、どんなふうに使っているのかというのを教えていただけたら。

#### 【事務局】

福祉課のホームページに、このサポートブック「リンクぷらす」を載せさせていただいているのですが、福祉課での活用は今のところはございません。

ただ、生き生き対策課のほうでは、それをどのような活用しているかというのは、確認をしてからまた御回答させていただけたらと思います。これは実際に他市町村というか、そういったところで使われているとお聞きしたことがあります。

#### 【小嶋委員】

他市町村でも聞いたことがないのです。

#### 【大前副委員長】

サポートブック「リンクぷらす」というのが、奈良県の自立支援協議会でつくったツールになっています。今年度に入って、市町村に活用どうですかというのを、県の障害福祉課が聞いてくれたんですけど、ホームページとかにまだ載せたいし、活用しているところが多いということで、県の障害福祉課のホームページからも削除するのはやめましょうかという話が今年度下りてきているところなので、どのような活用をしているのかというのは正直分らないのですが、サポートブック「リンクぷらす」というのが、発達障がい概念が出てきたときに、分かりやすいようなブックになっています。

また、もしよかったら上牧町のホームページにも載っているということなので、見ていただけたらありがたいと思います。

#### 【西村委員】

障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進のところですけども、今、インクルーシブという、障がいのある子どもが普通教育できるように周りの子どもたちも一緒に援助しながら共に教育していくという、難しいことですけども、国連障害者権利委員会のほうからも、日本はそれができていないということで、子どもの小さい頃から障がい者と一緒に生活していくという一番大事なことで、途中からそれを勉強するといっても、なかなか受け入れにくい教育だと思ひまして、子どもの真っすぐな純真な目を持っているときに、障がい者と一緒に生活していくという教育は絶対必要だと思ってるのです。

それに慣れるように、少しでもCになっているトイレの件とか、階段がなかったら、よくテレビでも報道されているように、車いすをみんなで上げたりしたり、そういうことも自然と助け合うような、そういうふうになればと思っております。

だから、もう少し教育現場でお金を出していただいて、エレベーターとか、生活に困難なところを支援するようなところを課題にして、少しでも改善につながっていただけたらと思っています。

#### 【植村委員長】

それは御質問というよりは、もう少し推進してくれたらうれしいという話ですね。

そうしたら、今後の新規の計画のほうに、そういうことを力入れてくださいというような御要望ということで、事務局のほうにお伝えさせていただくという形でいいですか。



#### (4) アンケート調査・関係団体ヒアリングシートについて

【植村委員長】

アンケートについて、事務局のほうから、また御説明お願いいたします。

【事務局】

(アンケート調査とヒアリングシートの説明)

【植村委員長】

アンケート調査は、いつからの予定ですか。

【事務局】

8月の2週目、3週目ぐらいからと考えているところでございます。

【植村委員長】

ヒアリングも8月中にということですね。

【事務局】

8月の下旬頃までにはさせていただきたいと思っています。

【植村委員長】

1,000件の調査で60%の回答といったら、かなり野心的な数字でやられるのだらうと思うのですが、このアンケートの中で御質問とか、今の案でいくと言っていたので、こういう方法はどうかというのがあったら、いかがでしょうか。

【黒松委員】

これは郵送のみですか。QRコードとかで回答できるような、パソコンとかから出るようなものにしたほうが回答率はよくなるのではないかと思うのです。できたらそういうのもやっていただけたらと思うのです。

【事務局】

このアンケートの仕様につきましては、郵送の回収という仕様とさせていただいておりまして、今後の計画につきましては、今の貴重な御意見をいただいた上で検討していきたいと考えています。

【南委員】

アンケートのことで、視覚障がい者の方ですけど、70名ほどおられると思うのですが、この方に対しては点字オフナーがつくわけではないですね。ヒアリングとか、そういう形ですか。視覚障がいの方が気を悪くされたりすると思うのですが、それはどう考えておられるのですか。

【事務局】

視覚障がいの方の点字という検討もあったのですが、当初、無作為抽出で配付という計画をしていたのですが、いろいろ検討した結果、65歳以上の身体以外は手帳を全員に配付をするという形にさせていただいたので、いわゆる視覚障がい、同行援護という障がい福祉サービスを利用されている方の中に、実際一人で生活をされて、ヘルパーを入れておられる方は把握しております。そういった方につきましては、ヘルパーといえますか、家庭に入っておられる方の協力を仰ぎながら、このアンケートについて御協力いただきたいと考えており、点字対応ということについては、今回は考えておりません。

ただ、いわゆる障害者手帳の視覚障がいをお持ちの方で、いわゆる同行援護、障がいのサービスを使っておられない方につきましては、家族や支援の方、一緒に住まわれている方がおられるという希望的な観測ですが、そういったものを含めまして、今回の仕様では点字というアンケートにはしておりません。

ただ、その意見は本当に福祉課としても、当初から検討しているというか、提案事項でございましたので、今後、合理的配慮を踏まえまして、必要なことだとは認識しているところでございます。

実際の計画につきましては、毎年点字の計画書としては作成されていたというような形になっているところです。

#### 【中村委員】

点字の話を私もしたいと思っていたのですが、今の回答ありました。ただ、回答率をかなり高めたいということであるならば、外ヘル、もしくは近所の方、もしくはボランティアの方、手話サークルとかその辺りも1人1人に声をかけた上で発送して、それで回収率を高めるということも考えてからやったらいかかかなと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 【事務局】

アンケート実施をしているという周知について、例えば地域の方にも知っていただきたいことではございますので、その辺のことも十分に踏まえた上で実施をして、前回の回収率が58%だったのです。比較的高い数字だったと思っているのですが、今回それを少し超える60%と設定させていただいたのですが、勧奨はがき等々を踏まえながら、期間として十分な期間を取ることができないという状況もございまして、8月中に実施をして、この9月半ばぐらいからは、このアンケートを踏まえた報告書の作成に取り組む形になりますので、ガイドヘルパーというか、そういう支援者には必要になってくるのかと。特に、視覚、身体だけではなく、いわゆる療育手帳をお持ちの方についても、家族に本人の意思を尊重しながら記入をいただくということを、このアンケートの最初にも記入させていただいているのですが、十分に周知しながら実施したいと思っております。

あと、本日欠席の竹原委員から、このアンケートについての意見をいただいております。ここで御報告をさせていただきたいと思っております。

障がい者のアンケートの、問19、問20、「平日・休日の過ごし方」というところですが、実は平日も休日も過ごし方の設問を選ぶところが同じであると。いわゆるこの休日というのは、余暇の考え方でいくと、この休日の選択肢に仕事をしているであったりとか、作業所に通っているであったりとか、こういった設問は変えたほうがいいのかという御指摘をいただいて、事務局といたしましても御指摘のとおりだと認識しております。

よって、この休日の過ごし方の設問の中で、あくまでも平日でお仕事とか作業所に通っておるとか、そういったところは省かせていただき、余暇の過ごし方として、自宅で過ごされているだとか、外出さ

れているのかとか、それが半々ぐらいだとか、そういった部分の設問内容に問20を変更したいと考えております。

また、それに付随いたしまして、問22のところですけども、こちらも「休日をどのように過ごしたいですか」というところで、余暇という考え方の設問内容に変更をしたいと思うのですが、それを諮ってもよろしいでしょうか。

**【植村委員長】**

竹原委員からの御指摘があったということですけども。この20番の問いが余暇に特化してないということですけど、22番の確認を見るからには、休日も平日も休みなく同じところに通っているから、将来的にはそういう余暇的なメリハリができたらいいか、そういうのも見るための質問とかではなくて、単純にその平日は平日、休日は休日ということ区切って、何をしているか聞くということにするのですか。何か質問の意図が変わってしまうような感じがしたんですけど。それは大丈夫でしょうか。アンケートを作った意図的には。

**【事務局】**

こちらの質問は、実は前回計画の同じ質問内容で、前回との比較も含めてさせていただいたんですけども、今回、竹原委員の御指摘も踏まえてちょっと検討した結果、平日、休日のこのちょっと考え方というか。当初、事務局では休日というのを、いわゆる土日祝日といったような、そういった位置づけでも考えておったんですが、やはりこの休日は余暇というか、仕事等をしていないというふうな、そういった日でもあるのかなというのは、ある一定の御指摘のとおりという部分でもございまして、ちょっと委員の皆様にご覧させていただきたいなというふうに考えているところで。

**【中村委員】**

余暇にしてしまうと、例えばアフター5の考え方との関連で、非常に何か複雑になってきそうな気がするのだけど、どうなのですか。確かに、就労と余暇という考え方でいかないと。でも就労にしてしまうと、この設問がかなり限定されてしまう形になってしまうので。その辺りはもう少し考えてこられたほうがいいのではないかと。その辺りはもう少し慎重に考えられたほうがいいのではないかと思います。

**【植村委員長】**

問22は少し気を遣ったほうが良いという気がします。余暇で、家で過ごしているけど、別段友達がいるわけでもなく家にいるから、毎日作業所に行ったほうが良いという回答はあるだろうから。

**【事務局】**

そうしましたら、事務局のほうで協議させてもらって、一旦預らせていただいて、再度事務局案として、皆様に提示というか、こういった設問にしましたという説明を添えて、郵送をさせていただいて、内容の確認をしていただこうかと思います。

**【植村委員長】**

方法としては二つ増やしてもいいと思ったのです。完全にこれを残しておいて、竹原委員の指摘にある余暇をどう過ごしていますかと、どんなふうに過ごせたらいいですかというのを足すというのも一だ

と思いながら、事務局から事前にいただいている意見ということで報告いただきましたけども、ここにおられる委員の皆様の中で、この項目どうかなというのはありますでしょうか。

#### 【下村委員】

二つありまして、一つは今回の計画にはもしかしたら間に合わないかもしれないのですが、18歳以上の方のアンケートですが、知的障がいの方にももちろん配付されるということで、御両親や御家族と一緒に暮らされている方ももちろんおられると思うのですが、これから高齢化がどんどん進んでいって、8050とかっていろんな人も出てきている中で、単身で暮らされている知的障がいの方だったら、支援者が協力してアンケートを答えればいいのですが、ルビがあればもう少し御本人だけでも答えやすくなるのではないかと思ったので、振り仮名の提案をさせていただけたらなというのが一つです。

もう一つが、18歳未満の方のアンケートですが、8ページの「教育・育成について」というところで、最近少し増えてきたかと思うのが、お母さんが精神の診断を持たれていて、子どもが小学生で、子どももてんかんを持っておられたりとか、重度の精神症があったりとか、知的には影響がないけども、学校生活になじんでいくのがなかなかしんどくて、結局不登校になってしまっているというような御家庭に遭遇することが多いのです。なので、問29のところで、「普通に通学が大変」というところに不登校も当てはまると思ったりもするのですが、この不登校というのが社会的な問題というか課題になってきているような背景もあったりすると思うので、不登校というところを選択肢に上げてもいいのではないかと思います。

#### 【二宮委員】

聴覚障がい者の中で文章がなかなか苦手な方もたくさんいます。ルビをつける方法というのは今あったのですが、それでも文章の意味がなかなかつかめない人がいます。そういう人に郵送された場合、手話通訳者、設置通訳者が木曜日にいますということも一緒に合わせて入れてもらえばいいかと思っています。これを手話できちんと問題を伝えるということも大事です。そういうところの合理的配慮もお願いしたいと思っています。聞こえない人は文章を読んだら全部分かるという意味でも決してありませんので、そういう合理的配慮をお願いしたいと思っています。

#### 【事務局】

説明が不足しました。ルビは実際に配付するときには全てつけさせていただくような形になります。

手話通訳者の設置をしているという旨というか、それも通知の中へ入れさせていただくような配慮を事務局として考えていきたいと思っています。

それから、問29の中で「不登校」という選択肢を入れるというところで、そういったケース増えてきているというのは体感的にございます。その設問の内容と一緒に入れさせていただくような形で進めさせてもらいます。

#### 【植村委員長】

そうしたら問29の中に不登校という選択肢が出るということと、通訳者の件も郵送のときに配慮していただけるということみたいですので、お二人それでよろしいでしょうか。

そうしたら、先ほどの竹原委員さんのことも含めて、また修正のほうは後日送っていただくなり、何かまたお伝えをいただけるということで、事務局のほうで御返答いただけるということで、お願いします。

そうしたら、アンケートのほうはこれで終了ということにさせていただきます。

## (5) その他

### 【植村委員長】

今までの議論の中とか、それ以外のことでも何か御意見とか御質問等あれば、今の時間に御検討させていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

### 【中村委員】

障がい者の問題については、ここ2年で相当変わってきていると思っています。我々が昔してた医療モデルから社会モデルというのは大体皆さん御存じだと思うのですが、それから去年ぐらいから相当それが変わってきたと思っています。事務局へのお願いですけど、この二、三年の流れ、例えば先ほど話ありました、国連の部分とかも含めた形で、どのように施策が変わりつつあるのか。昔の施設から地域へのぐらいまではある程度知識はありますが、人権モデルに変わりつつあると思っていますので、その辺りの流れを簡単に次回でもまとめたもの1枚もので結構ですので出していただければいいかと。今後、次期の計画をつくる上で非常にハードルが高いのですが、若干それを踏まえた形で計画をつくっていかないとしんどいと思っていますので、要望ということでお願いしたいと思います。

### 【植村委員長】

国の動向のほう今説明があったけども、そうではなくて、障がい者福祉全体の流れとしての、ここ二、三年の動きとかいうことで、全委員が把握できるような資料があればということですね。

では、現状の流れが分かるような資料として、次の第2回で委員の皆様にお示しさせていただきたいと思います。

### 【南委員】

今、県のほうでは日本一福祉の進んだ地域を目指す福祉の奈良モデルの推進、今は構築をやっているところで、奈良モデルということで、去年、それに関連して、人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する、協働連携に関する包括協定の条例を制定して、今各町とかと包括協定をしまして、様々な市町村と県の地域福祉課がやり取りしているところですけども、その中で、それに関連しては、今年度は障害のある人やその家族に寄り添い、つながり続ける支援体制の基本的な考え方ということで、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」というのを制定させてもらって、福祉の奈良モデルの推進をしているところですけども、この辺も計画の中に幾つか整合性の取れるような形で入れていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

### 【事務局】

県で制定された条例、町福祉、障害福祉、それぞれ条例を策定されていると認識もしておりますので、そういった部分を含めて、次の第2回の委員会等に反映をしていきたいと思っています。

また、今回の計画にもその条例を踏まえた上で策定を進めていきたいと思います。

#### 【下村委員】

数年前にヤングケアラーという話題が、結構テーマに大きく取り上げられて、ACのCMとかでも流れ出したりしていたと思うのですが、上牧町の福祉課の体感でいいのですけど、ヤングケアラーのケースというのはどんな感じですか。上がってきたり、多くなってきたという感覚だったり、そんな変わらないというようなことは、ありますでしょうか。

#### 【事務局】

今、福祉部局で、健康増進と福祉課と連携をして協議を進めている中で、ケース会議的なものをさせていただいているのですが、実際にケースとしてはございます。

特に、兄弟が多い家庭で、例えば独り親であったりとか、親御さんが精神疾患をお持ちになったりといった場合に、兄弟の中で一番年齢が高い、それでも小学生だったりするのですが、そういった方がいわゆる幼児というか、兄弟の面倒をずっと見るようなケースはございます。ほかの部署との交流の中で、そういったケースが出てきたときには、当然福祉サービスの利用につなげたり、提案もしながら対応しているような形です。

基本的にそういったことが出てきたときには、福祉課としてできるサービスを受けていただいた上で、ヤングケアラーの問題についても解消といいますか、防止というか、進めていきたいとは考えています。

#### 【下村委員】

ヤングケアラーの問題がフォーカスされて、もっと依頼がたくさん来るかと思いきや、あまり来ないので、実態がどうなっているのかというのが少し気になっていたところで、行政の中で支えて抱えてくださっていたのだというのを、今のお話を聞いて思いました。

障害のある人となない人との居場所づくりの、そういう機会をつくるというのがC評価だったので、社会福祉法人萌としても居場所づくりというところを検討している段階でして、実際、萌がつくるというよりは、どんな居場所に要素があったらいいのだろうという研究をしているという段階ですけども、そこも一緒に何か協力して、もしできるものがあれば実施していきたいと思います。

#### 【事務局】

ぜひとも、その関係課の皆様のお力をお借りしながら、町としても進めていきたいと思います。

#### 【植村委員長】

ほかには皆さんよろしいですか。

そうしたら、事務局のほうから今後の予定のほうをお願いできたらと思います。

#### 【事務局】

今後の予定ですが、来月アンケート調査を実施させていただいて、10月の中旬から下旬頃に第2回の委員会を開催させていただきたいと考えております。

また、その開催日決まりましたら、また御案内を送らせていただき、今回のように、大体一週間前ぐらいまでに第2回の資料のほうを併せて配付させていただきますので、また御多忙のところ恐縮でございますが、資料の確認をお願いできたらと考えております。

その後、策定委員会といたしましては、今回4回させていただく形になりまして、10月、その後は1月、パブリックコメントをさせていただいて、最終的には3月で策定という流れで考えているところでございます。

**【植村委員長】**

次回の10月の会議は、障害福祉の動向やら、アンケートの結果やらで、また盛りだくさんでたくさんのお意見がいただけるかと思えますけれども、本当に今回長時間ありがとうございました。

これで、第1回の障がい福祉計画の策定委員会を終了させていただきたいと思えます。